

堺市から事業者の皆様へ

事業所から出る

紙類の

令和6年  
1月1日  
から

排出ルールが変わります

リサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を

**禁止** します！



ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません。



【機密書類も搬入禁止の対象です。】

地球環境問題の解決・清掃工場の安定稼働に向け、

紙類は、分別してリサイクルへ！

